200円

収入印紙

特定農作業受委託契約書

公益社団法人ひょうご農林機構（以下、「甲」という。）及び○○営農組合代表□□□□（以下、「乙」という。）は、この契約書の定めるところにより、特定農作業受委託契約を締結する。この契約書は、２通作成して受託者及び委託者がそれぞれ１通を所持する。

　令和　　年　　月　　日

委託者（甲）

住　所

名　称　公益社団法人ひょうご農林機構

　　　　理事長　○○　○○

受託者（乙）

住　所

名　称

代　表　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※代表者氏名は自署または記名捺印するものとする

（委託内容）

第１条　甲は、乙に対し、次に提示する農地について、「委託する農作業」欄に記載した農作業（農地管理を含む）を委託し、乙はこれを受託する。

（別紙）農地一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 農地の所在・地番 | 地目 | 面積(㎡) | 甲の権利の種類 | 委託する農作業 |
| 1 |  | 田 |  | 使用貸借権 | 耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀 |
| 2 |  | 田 |  | 使用貸借権 | 耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀 |
| 3 |  | 畑 |  | 使用貸借権 | 耕起・整地、播種、収穫 |
| 計 |  |  |  |  |  |

（定義）

第２条　乙は、前条に提示する農地において生産・収穫され、甲が乙に販売を委託した農産物についての販売名義を有し、また、販売収入の処分権を有しているものとする。

（委託料）

第３条　乙は、前条により得た販売収入を業務に必要な経費に充当するものとする。

（委託期間）

第４条　本契約の有効期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

　　　ただし、乙が法人化し当該農用地に使用貸借による権利または賃借権を設定した場合はその前日までとする。

（農業経営の方針）

第５条　乙は、毎年、総会開催日前日までに総会資料を機構へ報告するものとする。

(農地バンク事業の活用)

第６条　乙は、法人化した場合は、受け手として当該農用地に農地バンク事業を活用して権利の設定を受けるものとする。

（疑義の解決）

第７条　甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要が生じた場合は、

甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。